

日病会発第 14 号
令和 2 年 4 月 23 日

厚生労働大臣 加藤 勝 信 殿

一般社団法人 日本病院会
会 長 相澤 孝夫



新型コロナウイルス感染症への対応により経営的支援が
必要な病院に対する措置に関する緊急要望書（第 2 報）

4 月 7 日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき 7 都府県を対象に緊急事態宣言が発出された。翌 8 日には厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備の更なる推進について」が発出され、医療機関は新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるための体制整備が求められた。

整備を進めるにあたり、全国の医療機関は人的物的の両面で医療資源が不足している状態で平時とは異なる医療提供体制を求められており、医療従事者の疲労は計り知れない。このように医療が逼迫する状況を踏まえ、日本病院会は次のことを要望する。

記

1. 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関のみならず、自院で患者が発生した医療機関や、受入れを想定して予め準備をする医療機関においては、予定手術や予定入院の延期、一般外来診療の縮小などの対応を迫られることから医業収益が減収となる。更に特定健康診査等の延期により医業外収益も減収となることから、医療機関の経営的な影響は深刻である。地域の医療提供体制を維持するため、これらの対応をした医療機関への財政的な支援或いは補填を求める。
2. これらの医療機関は、本来であれば入院患者を受け入れることができるにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ体制の確保に伴いベッドを空けておかなければならない。これらの対応をした場合はその空床確保分の減収について補償を求める。

3. これらの医療機関は、一般の患者と待合室や診療室、動線などを区分し必要に応じ隔離しなければならない。またコロナ対応の専従の医師や看護師をはじめとする医療従事者の確保など、人的な対応にかかる経費の補償を求める。
4. これらの医療機関は、コロナ対応という非常時の病院運営体制のため、診療報酬上の施設基準の要件を維持することが困難である。このような状況をふまえ、要件を満たせなくても継続して算定できるよう、事態が終息するまで全面的な要件緩和を求める。
5. 新型コロナウイルス感染症対策推進本部の4月15日付「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について」により、かかりつけ医の判断で保健所を介さずにPCR検査を受けられるようになり検査体制の確立が図られたところであるが、病院は患者や医療従事者への院内感染対策を講ずるとともに救急患者の受け入れ体制を維持する必要もあることから、病院医師が必要と判断した場合に民間検査機関等に速やかに検査依頼ができるよう、PCR検査体制の更なる改善を求める。
6. 今般のコロナ禍において、感染症指定医療機関のみならず多くの医療機関は医療物資が安定的に供給されず、必要にして十分な医療を提供できない。人工呼吸器のほかにも、特に感染防御に必要な医療用マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスポーザブルガウン、手袋、消毒用アルコール、防護服などは医療者が安全に医療に専念できるように国が責任をもって供給体制を整備することを求める。